

2021/10/14

※黄色箇所については、前回の審議会の意見等を反映させ、修正した部分。  
(その他、全体資料調製により、加筆・修正した部分も含む。)

## 第 3 次丹波市人権施策基本方針

(案)

2022 (令和 4) 年 3 月  
丹 波 市



はじめに

# 目次

第1章 人権施策基本方針の改定にあたって.....	1
1 基本方針策定の趣旨.....	1
2 国際社会の取組.....	1
3 日本の取組.....	2
4 兵庫県の取組.....	3
5 丹波市の取組.....	4
第2章 人権施策推進の基本的な考え方.....	5
1 基本理念.....	5
2 人権施策推進の目標.....	5
3 基本方針の性格.....	5
第3章 人権施策の基本姿勢.....	7
1 人権教育・啓発の推進.....	7
(1) 人権教育の推進.....	7
(2) 人権啓発の推進.....	8
(3) 特定の職業従事者の人権教育・啓発・研修.....	9
2 相談・支援の充実.....	11
(1) 相談・支援の充実.....	11
(2) 相談窓口の周知.....	11
(3) 相談機関相互の連携.....	11
第4章 人権課題への取組.....	12
1 同和問題（部落差別）.....	12
2 女性の人権.....	17
3 子ども・若者の人権.....	22
4 高齢者の人権.....	25
5 障がいのある人の人権.....	28
6 外国人の人権.....	33
7 インターネットによる人権侵害.....	36
8 性的マイノリティの人権.....	38
9 その他の人権課題.....	41
(1) 感染症患者等の人権.....	41
(2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題.....	42
(3) アイヌの人々の人権.....	42
(4) 刑を終えて出所した人の人権.....	43
(5) 犯罪被害者の人権.....	43
(6) ホームレスの人々の人権.....	43

(7) 拉致被害者等の人権.....	44
(8) 人身取引.....	44
(9) 様々な人権課題.....	45
第5章 人権施策の推進に向けて.....	47
1 推進体制.....	47
2 市民等の参画と協働.....	47
3 関連機関、団体等との連携.....	47
資料 (予定) .....	48
1 諮問.....	48
2 答申.....	48
3 審議状況.....	48
4 丹波市人権行政推進審議会委員名簿.....	48
5 丹波市人権行政推進審議会設置条例.....	48

# 第1章 人権施策基本方針の改定にあたって

## 1 基本方針策定の趣旨

本市では、2006（平成18）年10月に人権尊重のまちづくりをすすめるため、人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

その後、「丹波市人権施策推進指針」、「丹波市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を順次策定し、人権施策に取り組んできました。さらに人権施策の実効性を高めるため、2015（平成27）年3月にこれまで策定した方針等を再編し、「第2次丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

これまでの取組により、人権問題への関心の高まりなど一定の成果は出ています。

しかしながら、少子高齢化、情報化、国際化の進展により人権問題は、多岐にわたり、複雑化しています。

また、子どもや女性、高齢者、障がいのある人に対する虐待や暴力、いじめ、様々なハラスメントなど人権を侵害する事案が繰り返し発生しているほか、インターネットを悪用した人権侵害や性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別、新しい感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別が発生しており、新たな対応が必要となっています。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）など人権に関する法律が施行されるなど、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

さらに2018（平成30）年に実施した「丹波市人権に関する市民意識調査」で明らかになった課題を施策に反映させるとともに、より多くの市民に届く効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような中、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第2次丹波市人権施策基本方針」の見直しを行い「第3次丹波市人権施策基本方針」として改定するものです。

## 2 国際社会の取組

1945（昭和20）年に国際連合（以下、「国連」という。）が設立され、1948（昭和23）年の第3回国連総会において、すべての人とすべての国が守るべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法

律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という。)など、規約や多くの条約が採択され、社会的に弱い立場にある人の権利擁護をすすめてきました。

人権教育・啓発については、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権教育を推進する取組が図られています。

また、2015(平成27)年9月の国連総会において、すべての人々の人権が尊重される世界をめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、貧困や不平等からの解放、平和で公正な社会の実現といった2030年までの目標が立てられています。

### 3 日本の取組

国においては、1946(昭和21)年に基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を確立するため、人権に関する法律や制度の整備など、多くの取組をすすめてきました。

また、国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、日本も国際社会の一員としての役割を果たすよう努めています。

1997(平成9)年に、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、2000(平成12)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、積極的に人権教育・啓発に取り組んでいます。

2002(平成14)年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この計画に基づいて人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

我が国固有の人権問題である同和問題については、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」が出され、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、名称を変えながら2002(平成14)年までの33年間にわたり、同和問題を解決するための施策をすすめてきました。

2016(平成28)年には、差別を解消するため、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました。

さらに2019(令和元)年には、アイヌ民族の様々な課題を解決するため、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下、「アイヌ施策推進法」という。)の施行や児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等が一部改正されるなど人権問題の解決に向けた取組をすすめています。

また、国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されことに伴い、国は「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、具体的な取組をすすめています。

## 4 兵庫県の取組

兵庫県においては、人権関係の法に基づき国と連携を取りつつ人権施策を推進してきました。

兵庫 2001 年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」をめざした様々な施策を展開され、人権の尊重される社会づくりをすすめてきました。

とりわけ、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取組を推進しています。

2019（令和元）年には、「兵庫 2030 年の展望」を策定し、「すこやか兵庫」の実現をめざし、共生の心を育む人権教育などの推進や地域における支え合いの強化や多文化共生の推進に取り組んでいます。

国際化や情報化、少子高齢化などの社会の変化等に伴う人権問題の複雑化・多様化に対応するため、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、男女共同参画センターや女性家庭センター、関係団体などと連携を図りつつ、人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、1998（平成 10）年から「人権に関する県民意識調査」を 5 年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料として収集するとともに、調査結果の課題を明らかにし、人権に関する施策の企画・立案に反映して効果的に施策をすすめています。

学校教育や社会教育においては、1998（平成 10）年に、県教育委員会において「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現をめざす教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに、2004（平成 16）年からは、県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取組を「人権文化をすすめる県民運動」として展開しています。

2016（平成 28）年に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を改定し、多文化共生社会の実現やハラスメント防止の推進などを新たに盛り込み、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。

## 5 丹波市の取組

本市では、2006（平成 18）年 3 月に新しいまちづくりの指針となる「丹波市総合計画」を、2015（平成 27）年 3 月には第 2 次となる「丹波市総合計画」を策定し、「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里」を市の将来像に掲げ、その実現をめざしてまちづくりをすすめています。

2012（平成 24）年 4 月に施行した「丹波市自治基本条例」では、基本理念の第 1 号に「市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。」を掲げ、人権の尊重をまちづくりの基礎としています。

また、市民の権利として、「市民は、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、自治体における主権者として平等に市の施策や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を持っています。」と明記し、市民主体の一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うまちをめざしています。

人権施策の推進にあたっては、2006（平成 18）年 10 月に「丹波市人権施策基本方針」を、2015（平成 27）年 3 月には「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定し、丹波市人権・同和教育協議会や柏原人権擁護委員協議会、丹波保護区保護司会、丹波地区更正保護女性会など市民や関係団体、企業と協力し、教育・啓発活動や講演会の開催など人権施策の総合的な推進に取り組んでいます。

市内においては、2017（平成 29）年に従来「丹波市人権施策推進会議」を廃止し、新たに市長を本部長とし、全部長で組織する「丹波市人権施策推進本部」を設置しました。これにより、人権施策の推進、連携、情報共有を図り、人権をあらゆる施策の根底に置いた人権行政を推進しています。

2016（平成 28）年 4 月には、「丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例」を施行し、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。2019（平成 31）年 4 月には「丹波市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進しています。

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などすべての市民の自由と平等などの権利が保障され、安全に安心して暮らせるまちづくりをすすめています。

さらに家庭、地域、学校、職場といった市民生活のあらゆる場における人権教育・啓発をすすめて、人権尊重の理念に関する理解を深めることにより、豊かな人権文化を育み、お互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現をめざしています。

## 第2章 人権施策推進の基本的な考え方

### 1 基本理念

一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現

人権が保障された社会とは、すべての市民が社会的身分・門地・思想・信条・年齢・性別や人種・宗教・文化・国籍などの違い及び障がいや疾病の有無・性的指向等に関わりなく、一人の人間として尊重され、自らの能力や個性を發揮して豊かな人生を送ることができ、幸せを実感できる社会です。

そのためには、市民一人ひとりが、多様性を認め合い助け合いながら、社会の一員として、すべての市民の自由と平等、そして安全・安心が保障され幸せに暮らせる社会の構築に参画していかなければなりません。

そこで、本方針では、「一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」を基本理念とし、人権施策をすすめていきます。

### 2 人権施策推進の目標

#### ①豊かな人権感覚の涵養と人権尊重意識の定着

市民一人ひとりが、人権について関心を持ち、人権に関する正しい知識を身に付け、豊かな人権感覚を涵養し、日常生活において人権尊重意識の定着をすすめます。

#### ②お互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現

市民一人ひとりが、それぞれの個性や生き方の違い、多様な価値観や文化をお互いに認め合い、助け合いながら共に生きる共生社会の実現をめざします。

#### ③一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、すべての市民の自由と平等などの権利が保障され、安全に安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

市は、これらの人権施策推進の目標を達成するため、市民や関係者、関係団体と協働しながら人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進していきます。

### 3 基本方針の性格

①「第3次丹波市人権施策基本方針」は、本市における人権施策を総合的に推進するため、施策の基本的な方向性を示すものです。

②人権施策の推進にあたっては、市民、地域、事業者、団体、市、各関係機関がそれぞれの

立場で参画と協働の下にすすめることが大切です。このため、市は各主体に対して、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、人権施策に主体的に取り組むものです。

- ③この基本方針は、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第3章 人権施策の基本姿勢

### 1 人権教育・啓発の推進

本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」に向けては、市民一人ひとりが多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

このため、家庭、地域、学校、職場といった日常生活のあらゆる場を通して、人権教育・啓発を行い、人権感覚の涵養を図ります。

#### (1) 人権教育の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けることをいいます。

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、様々な取組をすすめています。

今後も市民一人ひとりが、人権問題に関する正しい理解と認識を深め、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう、家庭、地域、学校、職場といった日常生活のあらゆる場を通じた人権教育を推進します。

#### ①学校等における人権教育の推進

##### (ア) 就学前における教育

就学前における教育は、乳幼児期が情緒的な絆を基盤として生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を培っていくことが重要です。

このため、保育者は幼児理解をもとに、幼児一人ひとりのよさや可能性などを認め、自尊感情を高めるとともに、他者への関りを通して信頼関係や思いやりの気持ちなど人権感覚が育まれるよう、保育の充実を図ります。

##### (イ) 小・中学校における人権教育

小・中学校においては、すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、多様な人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に係る不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害、SNSやインターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等について、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、自ら考え、正しく判断し、課題を解消しようとする態度及び、共感する力や差別を見抜く力といった実践力を育成します。

## ②社会教育における人権教育の推進

### (ア) 家庭における人権教育

「家庭はすべての教育の出発点」であり、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の役割には大きなものがあります。

家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などをはぐくみ、基本的な生活習慣や社会での規範意識を身に付けることが大切です。

しかし、近年、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などから、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の教育力を高めていくことが必要となっています。

このため、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援したり、親子、親同士が学びあい、分かち合ったり、つながり合うことができるよう家庭教育支援に取り組むとともに、人権について学ぶ機会を提供します。

### (イ) 地域における人権教育

地域は、市民が日常生活や地域活動を通して様々な人権問題について理解を深め実践する場であり、子どもたちにとっても体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

これまで、地域においては、各自治公民館による住民人権学習が実施されており、市民にとって身近で人権について学ぶ機会となっています。また、「丹波市人権に関する市民意識調査」の結果では、人権問題の理解を深めるために役立ったものの回答として、住民人権学習が最も多くありました。

今後も市民が人権問題についての理解を深め、実践することができるよう、生涯学習の視点を踏まえ、多様な学習情報や教材の提供、住民人権学習推進員研修会の開催など地域における人権学習への支援と充実に取り組みます。

### (ウ) 企業（職場）等における人権教育

企業も社会を構成する一員としての責任ある行動「企業の社会的責任（CSR＝Corporate Social Responsibility）」を果たすことが求められており、企業が持続的に発展していく上でも人権に配慮した企業活動が必要不可欠です。

また、企業（職場）等は、性別・年齢・出身地・国籍の違いなど多様な人々によって構成されているため、ハラスメント対策など人権に配慮した経営や職場づくりが重要です。

人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所等における自主的な人権研修会に対して、講師の紹介や派遣、資料・情報の提供を行います。

## (2) 人権啓発の推進

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を

深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいいます。

市民一人ひとりが人権尊重についての理解を深め、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、関係機関や団体と連携しつつ、あらゆる機会や場を通じた啓発活動を推進します。

#### ①市民への啓発

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、市民の人権意識の高揚に取り組む必要があります。

これまで、人権講演会や講座・セミナー、各種パネル展示、市広報紙やFMラジオを活用した啓発、啓発資料の作成・配布などを行っているほか、関係機関や団体と連携した啓発活動を実施しています。

今後も、様々な広報媒体を活用しつつ、関係機関や団体等と連携し、効果的な啓発活動と情報発信・提供を行います。

#### ②企業（職場）等への啓発

性別・年齢・出身地・国籍の違いなど多様な人々によって構成されている企業（職場）等においては、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには各種ハラスメントの発生、長時間労働の是正などが社会問題となっており、働くすべての人の個性と能力が発揮できる職場づくりやワーク・ライフ・バランスの取組をすすめることが求められています。

人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動をすすめるためには、経営者や従業員等への啓発をすすめる必要があります。

このため、企業（職場）等の研修に対して、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などを行います。

### （3）特定の職業従事者の人権教育・啓発・研修

人権が尊重される社会の実現に向けては、あらゆる人を対象とした人権教育・啓発が必要となりますが、特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する人は、常に高い人権意識をもって職務を行うことが求められます。

このため、人権に関わりの深い職業に従事する人が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育及び人権啓発・研修を推進します。

#### ①市職員

市職員の業務は、多岐にわたり市民生活と深い関わりがあります。

すべての市職員は、人権の尊重が行政の根幹であることを理解して職務を遂行しなけ

ればなりません。

このため、個々の職務内容に応じて、すべての職員が、豊かな人権感覚を身に付けるよう研修内容のさらなる充実を図ります。

また、地域社会の一員としても、地域で実施される人権学習会に参加し、市民の人権教育・啓発を推進する積極的な役割を担うよう意識改革を行います。

## ②教育関係職員

「丹波市教育振興基本計画」に基づき、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を高めるとともに、児童生徒自身に、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度を身に付けさせることができる実践的な人権学習をすすめるための教育実践力及び専門性を向上させます。

また、共生社会の実現に向けて、SNSやインターネットによる人権侵害、DV、性的マイノリティ等の人権課題、新型コロナウイルスといった感染症に係る不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害等における、研修の充実を図るとともに、人権資料や実践記録などの共有、活用に努め、様々な人権課題に取り組みます。

## ③医療・保健・福祉関係者

医療保健関係者は、生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事していることから、患者や介護者等のプライバシーへの配慮や個人情報の保護など、人権意識に根ざした行動や判断が求められます。

また、福祉関係者においても、社会的に弱い立場におかれている人と接する機会が多く、個人情報を知り得る機会があるため、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が必要です。

このため、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、医療・保健・福祉関係者を対象とする人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。

## ④消防職員

消防職員は、市民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、活動を通して市民と密接に関わることから、人権意識を持って職務を遂行することが求められます。

このため、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、消防職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。

消防団員についても人権意識の向上に努めるよう取組を推進していきます。

## ⑤その他

マスメディア関係者やインターネット関係者は、その情報発信により社会に対して大きな影響力を持っていることから、高い倫理観と人権意識を備えることが求められます。

それぞれが自主的に人権意識を向上させることを基本に、情報や研修機会等の提供に努めます。

## 2 相談・支援の充実

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待や権利侵害、DV、職場等におけるハラスメント、性に関わる不平等や人権侵害などが発生しています。

市民が人権に関する問題に直面した時や人権が侵害された時には、専門的な助言や支援によって早期に解決されることが必要です。

このため、人権を侵害されている人の相談を受け止め、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関相互の連携により、解決や救済につなげることができるよう相談・支援の充実に取り組みます。

### (1) 相談・支援の充実

市民からの相談に対して、迅速かつ的確な対応ができるよう、相談員の増員、相談時間の拡充や相談しやすい環境づくりなど、相談・支援体制の充実に努めます。また、相談・支援に関わる関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

### (2) 相談窓口の周知

市民が必要な時に必要な相談を受けることができるよう、様々な広報媒体を活用し、法務局が実施する人権相談や、本市が実施する総合生活相談や女性のための悩み相談、福祉まるごと相談などの相談窓口の一層の周知を図ります。

### (3) 相談機関相互の連携

人権侵害の事案に対しては、法務局や県の関係機関、団体等と連携し、被害者の救済と権利回復に向けた支援を行います。

## 第4章 人権課題への取組

### 1 同和問題（部落差別）

#### 【現状と課題】

○同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で様々な差別を受けているという日本固有の人権問題です。

○1965（昭和 40）年に出された国の「同和対策審議会答申」では、同和問題（部落差別）の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。この答申を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策特別措置法」が施行され、以来、33年間にわたり国や地方公共団体による特別対策として、生活環境整備、産業・就労対策、差別意識解消のための教育・啓発が行われました。その結果、生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進されてきました。

○これらの取組により、同和問題（部落差別）に関する市民の差別意識は解消の方向に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネットによる悪質な差別的情報や間違った情報が掲載されるといった事案が発生し、無意識に差別を容認したり、差別する側に加担したりといった課題もあることから、本市では、2019（平成 31）年 1 月からインターネットモニタリングを開始しています。さらに個人の人権を侵害する戸籍謄本等の不正取得、不正請求の抑止を図るため、第三者が戸籍謄本等を取得した場合に本人に交付したことを通知する「本人通知制度」を 2012（平成 24）年 6 月から開始しています。また、同和問題（部落差別）に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として残っています。

○2016（平成 28）年 12 月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国及び地方公共団体が協力して部落差別の解消に向け、部落差別の解消に関する施策に一層取り組むこととして、相談体制の充実、教育・啓発、国による部落差別の実態に係る調査の実施を定め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

○本市が 2018（平成 30）年に実施した「丹波市人権に関する市民意識調査」の結果では、結婚や住まい、土地購入において、差別意識や忌避意識が残っています。また、同和問題（部落差別）の解決に向けた姿勢として、積極的意見がある一方で、一部の人々に消極的意見が見受けられるとともに、同和問題（部落差別）に関心があるという回答の割

合が減少傾向にあります。さらに、「わからない」、「回答なし」を選択した人は、前回調査より増加しています。このため、一人ひとりが同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を家庭、学校、地域、職場などの様々な場において取り組み、市民の差別意識の解消に向けた取組をすすめていくことが必要です。

## 【施策の方向性】

### （1）人権教育・啓発の推進

- 学校教育では、これまで培ってきた同和教育の成果を生かしつつ、同和問題（部落差別）について理解を深める学習を行うとともに、互いを認め合い共に生きる共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成を図ります。また、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を十分身に付けるための研修会を実施するとともに、児童生徒への人権教育の充実に向け、指導内容の工夫改善を図ります。
- 社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、学習機会の充実や学習資料の工夫に努めます。
- 「部落差別解消推進法」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。
- 広く市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、パネル等を活用した啓発を実施するとともに、講演会や研修会の開催など同和問題（部落差別）への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を関連機関と連携して取り組みます。
- 市職員が同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深め、自らのこととして主体的に行動できるよう、研修会を開催します。

### （2）隣保館における活動の推進

- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の相談や人権に関わる相談などの各種相談に応じたり、人権課題解決のための各種事業を総合的に行ったりする社会福祉施設です。今後も、同和問題（部落差別）の解決に向け、啓発事業や地域交流事業の開催、相談・支援活動の充実に取り組みます。

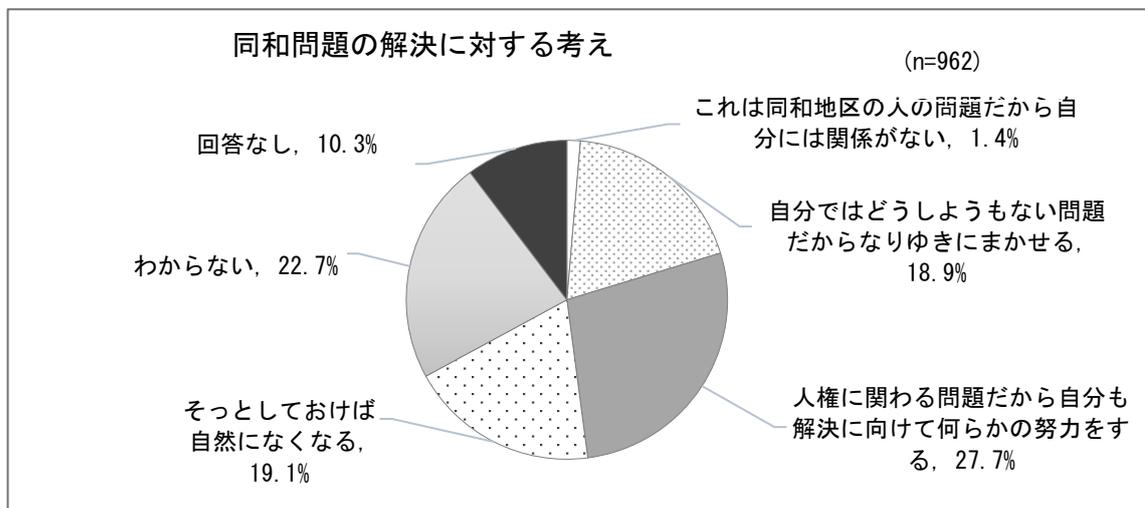
### （3）同和問題（部落差別）をめぐる差別事象等への対応

- 同和問題（部落差別）に関する差別事象を理由とする人権侵害に対する相談については、法務局などの関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 悪質な差別的な書き込みの防止を図るため、県内市町と連携を図りながら、インターネットモニタリングを実施するとともに、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発を推進します。
- 差別や身元調査につながる戸籍謄本等の不正取得の防止を図るため、本人通知制度の周知を図ります。

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」(2018(平成30)年実施)

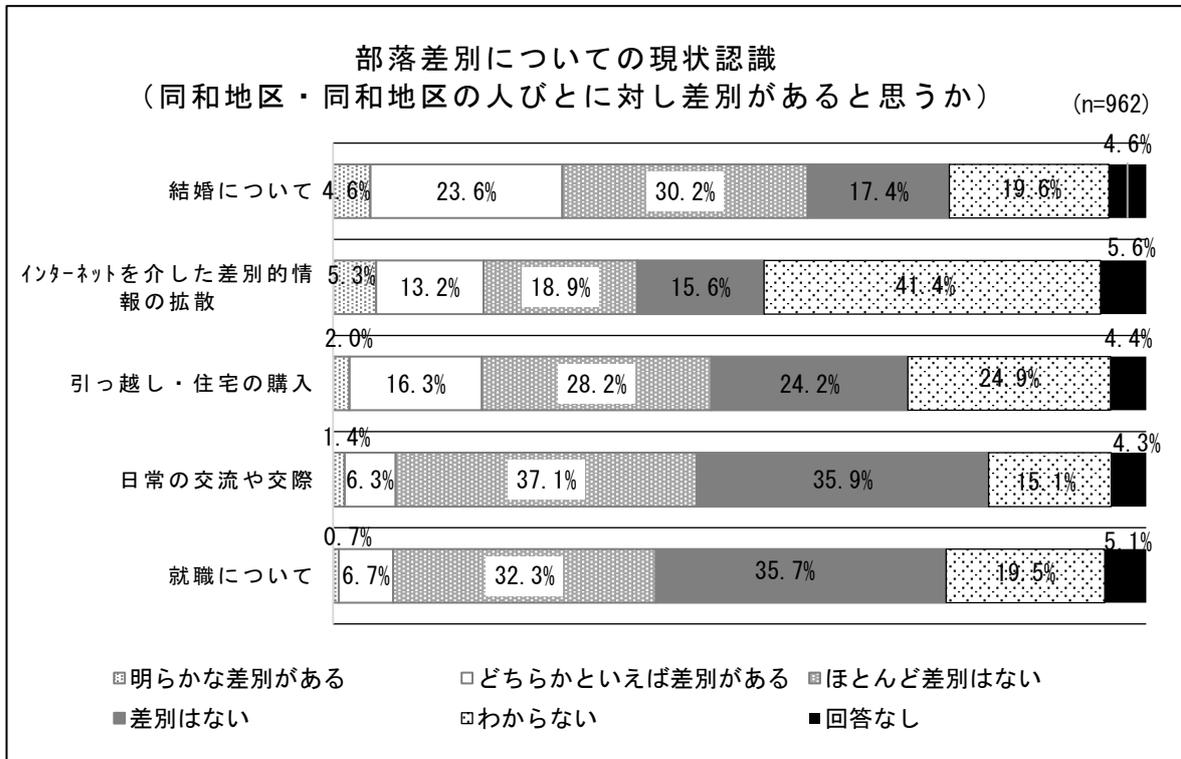
■同和問題(部落差別)に対する考え

同和問題(部落差別)の解決に対する考えについては、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という積極的意見が27.7%で最も多くありました。一方で、同和問題(部落差別)は他人事であると思っている人(「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」)18.9%や、自然になくなると考えている人(「そっとしておけば自然になくなる」)19.1%を合わせると約4割になりました。「これは同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」は、1.4%でした。「わからない」も約2割あり、特に、40歳代以下の若い年齢層では3割台となり、他の年代より高くなっています。また前回調査(2012(平成24)年)との比較では、「回答なし」が6.4ポイント増えました。



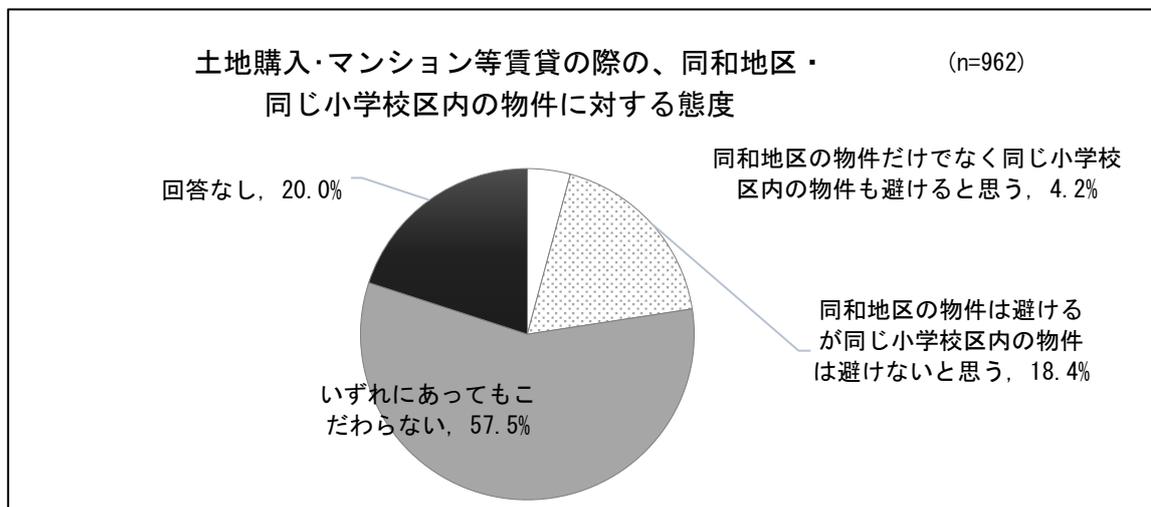
■同和問題（部落差別）についての現状認識

同和問題（部落差別）についての現状認識では、いずれも差別がないと答えた者の割合が、差別があると答えた割合より高くなっています。日常の交流や交際、就職よりも、結婚やインターネット上、引っ越しや住宅の購入において差別があると思う人の割合が多くなっています。



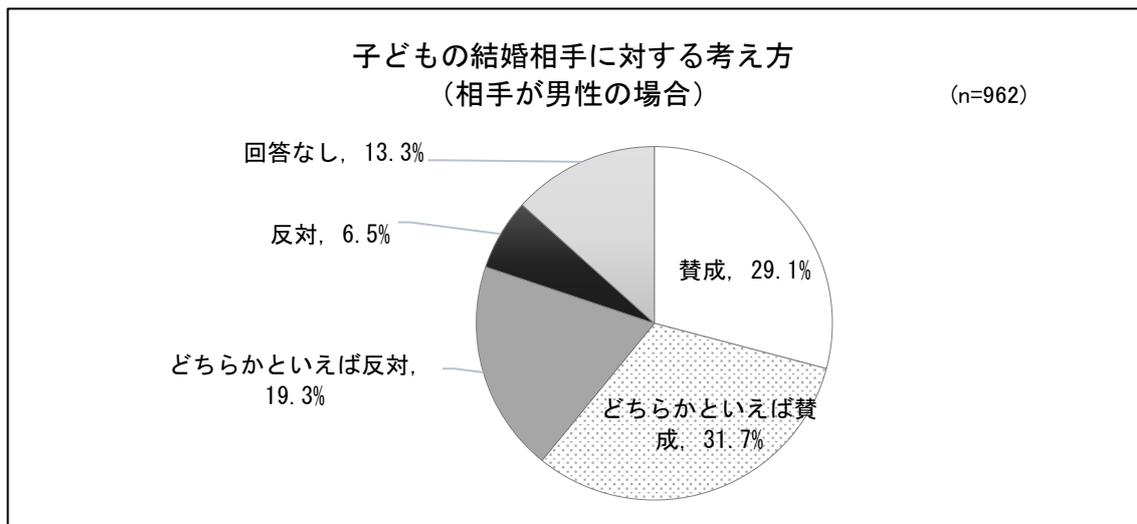
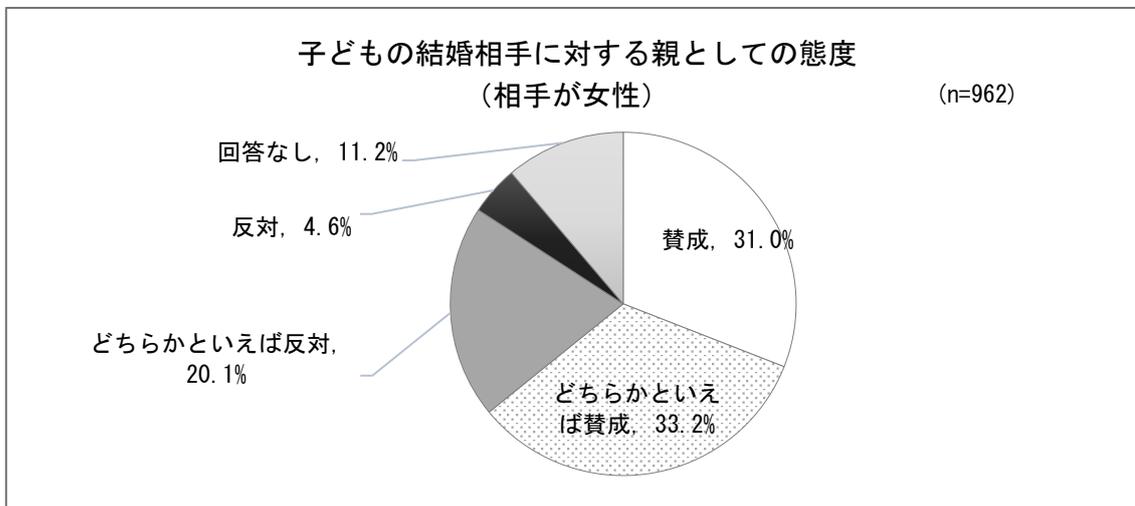
■同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸

住宅の購入・賃貸については、「いずれにあってもこだわらない」が57.5%となりました。「同和地区の物件だけ」を避ける（18.4%）、「同和地区も、同じ小学校区内の物件も」避ける（4.2%）を合わせ、“同和地区を避ける”割合が2割台前半となり、「回答なし」は20.0%となりました。前回調査との比較では、“同和地区を避ける”人の割合が11.7ポイント減り、「回答なし」が13.8ポイント増えました。



■子どもの結婚相手に対する態度（親や本人が同和地区で生まれ育った人の場合）

子どもの結婚相手が女性・相手が男性の場合とも、賛成（賛成、どちらかといえば賛成）の割合はそれぞれ6割台、反対（反対、どちらかといえば反対）の割合はそれぞれ2割台となっており、若い年代ほど「賛成」の割合は高くなっています。



## 2 女性の人権

### 【現状と課題】

○男女平等の理念は、日本国憲法第14条に明記され、その実現に向け、1985（昭和60）年に批准した「女子差別撤廃条約」等を契機として、1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題として位置づけました。2000（平成12）年に、最初となる「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、2020（令和2）年12月には、第5次の基本計画が策定されました。

○国ごとの男女格差を図る指数として世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」において、2021（令和3）年3月に発表された日本の順位は、156カ国中120位と低く、男女格差が大きいことが示されています。国際社会では当然の規範であるジェンダー<sup>1</sup>平等の理念が必ずしも共有されておらず、早期の男女共同参画社会の実現が望まれます。

○雇用分野では、1986（昭和61）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」という。）が公布され、2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、2016（平成28）年4月から全面施行され、女性の就業者数の増加や、働く女性の活躍を支援する取組が進んでいます。しかし、就業形態や賃金、昇進・昇格など職場における就業の機会や待遇には依然として男女間に差があることから、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が重要です。また、女性も男性も各自の生活様式に合わせた多様で柔軟な働き方を可能とする仕事と生活の調和の取組がますます重要となります。

○配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）や職場などにおけるセクハラ<sup>2</sup>、性犯罪などは重大な問題であり、「ストーカー規正法」（2016（平成28）年改正）、「配偶者暴力防止法」（2014（平成26）年改正）が施行されました。また、2020（令和2）年6月には改正「労働施策総合推進法」が施行され、企業（事業主）に対しパワーハラ<sup>3</sup>防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。「丹波市人権に関する市民意識調査」では、人権侵害の内容において、「家庭内での暴力や虐待」

<sup>1</sup> ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。[出展：「第5次男女共同参画基本計画 用語集」]

<sup>2</sup> セクシャル・ハラスメントの略。職場や教育現場、家庭などを含む日常生活の中で行われる一方的な性的要求、性的な嫌がらせや脅迫などの言動

<sup>3</sup> パワー・ハラスメントの略。職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為

や「セクシュアル・ハラスメント」などがあつたとの回答があり、女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為の防止に向けた教育や啓発を行う必要があります。

○本市では、「丹波市男女共同参画計画」に基づき、2019（平成31）年3月に「丹波市男女共同参画推進条例」を制定、同年10月に丹波市男女共同参画センターを整備するなど、すべての人が性別にかかわらず人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。また、DVについては、「丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき各種施策を推進するとともに、2020（令和2）年4月に丹波市配偶者等暴力相談支援センターを開設し、DV被害者の安全確保・自立支援の取組を行っています。

○2020（令和2）年に実施した「丹波市市民意識アンケート」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどう思うかという質問について、賛成の割合が15.4%、反対の割合が71.4%と、反対する意見が上回っています。しかし、性別や年齢別でみると、男性、また70歳以上で賛成の割合が高く、男女の役割を固定的にとらえる意識（固定的性別役割分担意識）が根強く残っていることがうかがえ、女性が不利益を受ける原因にもなっています。引き続き意識改革を推進していく必要があります。

○地域において、自治会長など組織の代表に就く女性の数は少ない現状があります。慣習やしきたりが地域活動で男女不平等を生じさせている要因となっており、女性の地域活動への参画を促進させることができるような環境づくりが必要となっています。

### 【施策の方向性】

#### （1）男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

○固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念が根強く残っていることから、あらゆる機会を通じて、ジェンダー問題の理解を深める教育・啓発を推進し、ジェンダー平等の実現に取り組めます。

○丹波市男女共同参画センターを拠点施設とし、社会的な課題を捉えた各種講座の実施や、情報提供、啓発、相談、交流の場を提供します。

#### （2）あらゆる分野での女性の活躍

○政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進するとともに、あらゆる機会・媒体を活用し、広報・啓発に努めます。

○女性が自らの意思に基づき働き方が選択できるよう、就業継続に必要な情報提供や、再就職や起業等をめざす女性に対する支援などに取り組めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 誰もが自らの希望に応じて多様な生き方や働き方が選択でき、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、労働者や事業主に対する意識啓発に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりをすすめます。

### (4) あらゆる暴力の防止と根絶

- DVや各種ハラスメントなど人権を侵害する行為を根絶するため、これらの行為は人権侵害であることを周知する広報・啓発を強化します。
- あらゆる場・機会を通じ、DVに関する正しい認識・理解を深めるための着実な教育・啓発活動を推進します。また、若者を対象としたデートDV<sup>4</sup>に関する教育を強化します。
- 丹波市配偶者暴力相談支援センターを拠点に、相談窓口を周知するとともに、庁内関係課のほか、多様な関係機関と連携し、相談支援体制を強化させ、被害者の緊急保護や自立に向けた必要な支援体制の充実を図ります。

### (5) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

- 女性の悩みは、女性が社会的におかれる立場と深く関係していることから、男女共同参画の視点から、様々な困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制をはじめ、各種支援の充実を図ります。
- 生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、健康に対する知識や情報提供、疾病予防など包括的に取り組みます。

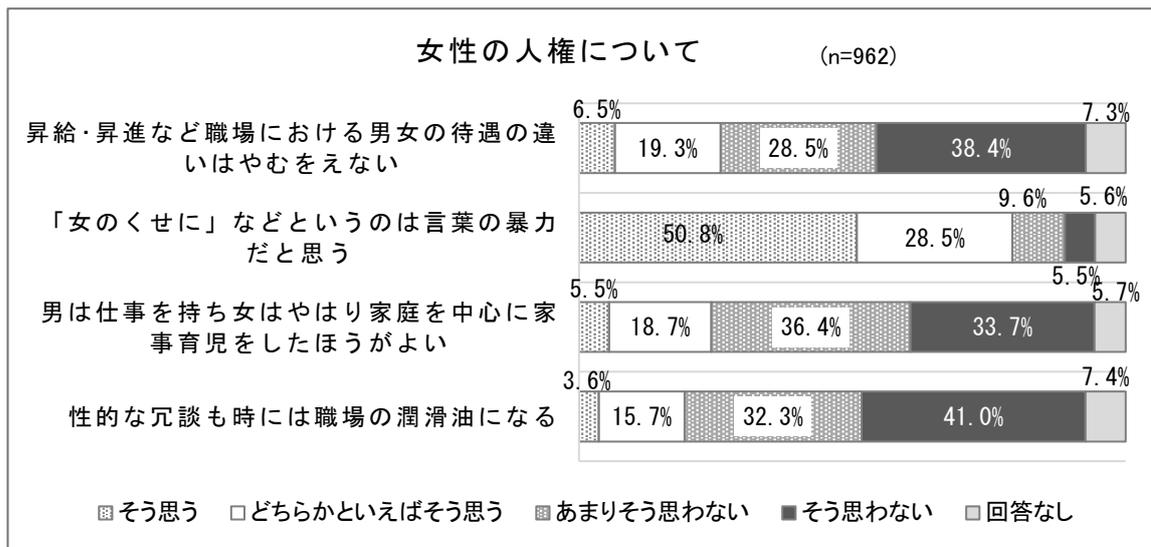
---

<sup>4</sup> DVのうち、婚姻関係のないカップルの中で起こる暴力のこと

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」(2018(平成30)年実施)

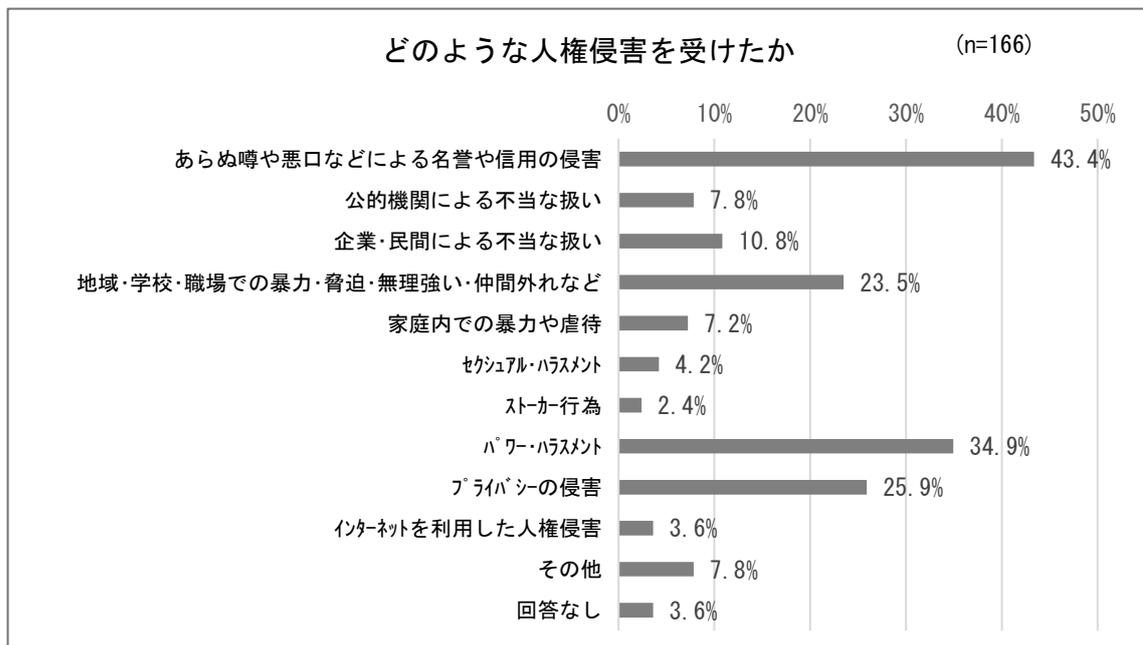
■女性の人権についての考え

女性の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「女性の人権を守ろうとする積極的な立場に立つ回答」(以下、「積極的回答」という。)の割合にはそれほど大きな差はありませんが、「言葉によるハラスメント」に対する方が、「性別役割分担」や「職場の待遇差」より「積極的回答」がやや多くなっています。性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70歳以上の積極的回答の割合が他の年代層より低くなっています。前回調査との比較では、いずれにおいても積極的回答が増加しています。



■人権侵害の内容について

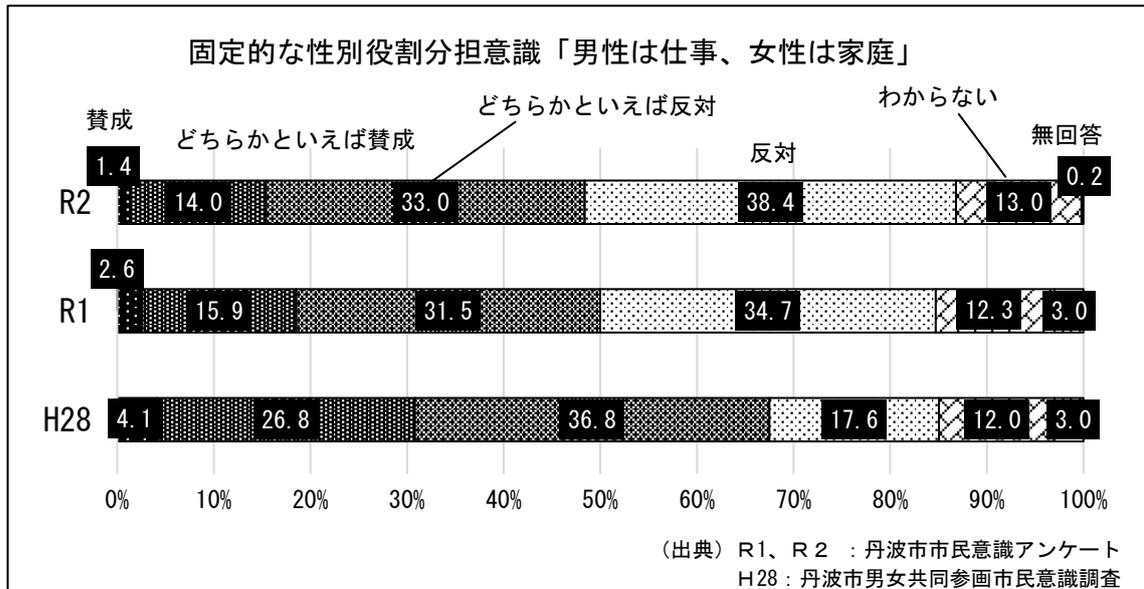
人権侵害を受けた経験のある方にその内容について尋ねたところ、前回調査との比較で変化の大きいものは「パワー・ハラスメント」で19.1ポイント増加しています。また、「家庭内での暴力や虐待」や職場での「セクシュアル・ハラスメント」などがあつたとの回答もありました。



【参考】「丹波市市民意識アンケートの結果」（2020（令和2）年実施）

■ 固定的な性別役割分担意識について

固定的な性別役割分担意識について、2020（令和2）年は、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が15.4%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が71.4%であり、「反対」の方が56.0ポイント高くなっています。性別では男性、年代で見ると、70歳代で賛成の割合が高くなっています。



### 3 子ども・若者の人権

#### 【現状と課題】

○1989（平成元）年に、国連で「子どもの権利条約」が採択され、この国際的な動きを受け、日本も1994（平成6）年に批准しました。この条約では、子どもを権利の主体として認め、大きく分けて「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」の4つの権利を守るように定められました。子どもも大人と同様に基本的人権が保障されています。大人以上に権利を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守らなければならない存在です。

○国内では、1999（平成11）年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の制定や、2000（平成12）年の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）の制定をはじめとする様々な法整備が行われ、子どもの人権を保護し、擁護するための環境整備がすすめられています。しかし、急速な少子高齢化や、多様な働き方などの就労環境の変化、核家族化の進行、国際化や情報化の進展など、子どもや子育ての環境の変化は激しく、子どもをめぐる問題もますます複雑化・多様化しています。家庭はもとより、社会全体で子育てを支え、安心して子どもを生き育てられる環境づくりが重要になっています。

○児童虐待への対応については、2020（令和2）年には、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」が改正され、体罰禁止の法定化など、制度的な充実が図られてきました。しかし、近年、全国的に児童虐待に関する相談件数が増加する中、本市においても、深刻化する児童虐待に対応するため、相談機能の強化に取り組んでいますが、相談内容が複雑化し、解決が困難な事例が増えています。虐待の未然防止や早期発見に向けた切れ目のない支援に取り組むと共に、関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。

○いじめの問題は依然として大きな社会問題となっています。2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においては、2014（平成26年）に「兵庫県いじめ防止基本方針」が策定されました（2017（平成29）年改定）。本市においても、市及び各小中学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の取組を組織的・計画的に展開しています。また、2021（令和3）年度より丹波市立教育支援センターを条例設置し、センター内の適応教室「レインボー」、教育相談室、学校いじめゼロ支援チームが連携することにより、児童生徒や保護者、教職員が不登校やいじめ、子育て、児童生徒への指導など、様々な内容について相談できる相談・支援体制を図っています。

○障がいのある子ども、外国にルーツを持つ子ども、ひとり親家庭、保護者が障がいや精神不安を抱えた養育不安家庭など、社会的援助が必要な子どもとその家庭に対する支援も課題です。教育や保健・福祉部局など、それぞれの制度を担当する部署において、子

どもの成長に必要な環境の整備や教育の充実に向けた事業、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか、生活困窮世帯・ひとり親家庭などに対する相談支援、経済的支援、就労支援を行っています。

- ひきこもり等により、社会との関係が築きづらく、孤立しがちな子どもや若者を支援する必要があり、2012（平成24）年に丹波市子ども・若者サポートセンターを開設しました。生きづらさや不安を抱える本人や家族を対象に、相談員が適切な助言や支援機関の紹介を行っています。

## 【施策の方向性】

### （1）子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

- 児童福祉の理念の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する関心を高めるための啓発活動と、子どもの人権を尊重する意識が高揚する啓発を推進します。
- 学校教育では、差別や偏見、いじめを許さない意識や実践力の育成をめざし、児童生徒が主体となる取組をすすめます。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であるということを踏まえ、地域の多様な主体が連携・協力し、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあったり、分かち合ったり、つながりあう家庭教育支援に取り組み、家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- 子どもに関わる問題の解決に向け、教職員や保育教諭及び保育従事者などの資質の向上を図る研修を推進します。

### （2）児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワーク充実

- 児童虐待等子どもをめぐる様々な問題について、早期発見や早期対応に向け、行政、地域、教育機関等の関係機関（要保護児童対策地域協議会）が連携し、適切な対応が実施できる体制の充実を図ります。

### （3）いじめ、暴力行為、不登校等への対応

- いじめの加害者や傍観者にならないための取組を充実させるとともに、教職員、保護者、地域住民が一体となり、市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図ります。
- 児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の指導等、様々な内容について同じ場所に対応できるように、教育支援センター「レインボー」での相談・支援活動の充実を図ります。

### （4）子どもの貧困対策等、困難な問題を抱える子ども・家庭への取組

- 子どもの抱える問題が深刻化する前に、早期発見・早期対応に努め、幅広い分野での取組を総合的にすすめていくために、庁内関係課による連携体制を強化するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

(5) 若者と社会をつなぐ支援

- ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。
- ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

(6) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

- 社会全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携して取り組みます。
- インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」(2018(平成30)年実施)

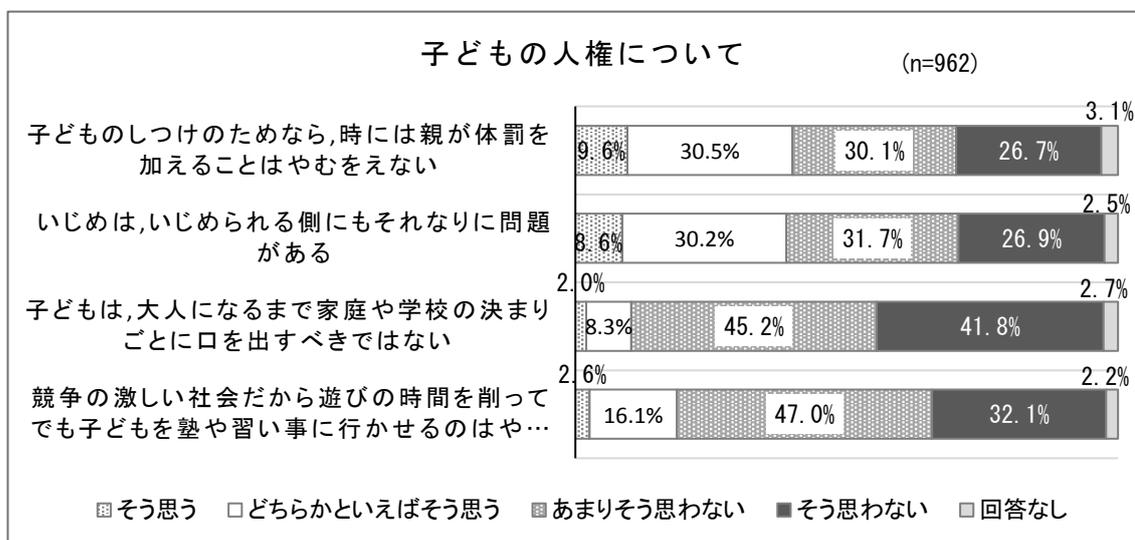
■子どもの人権についての考え

子どもの人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ね、「子どもの人権を守ろうとする立場」についての意識を調査しました。

「子どもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない」や「競争の激しい社会だから遊びの時間を削ってでも子どもを塾や習い事に行かせるのはやむをえない」という意見については、反対する回答(“あまりそう思わない”と“そう思わない”の合計、子どもの人権を守ろうとする立場の回答)が8割前後となりました。

しかし、「いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある」や「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という意見については、反対する回答が5割台後半と低くなっており、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」と考えている方も多くおられます。

また、前回調査と比較すると、「体罰」について反対する意見が5.5ポイント増えました。



## 4 高齢者の人権

### 【現状と課題】

- 日本は、世界に例を見ない水準の高齢化が進んでおり、約4人に1人以上が高齢者となっています。このような中、本市の高齢化率は、合併時の2004（平成16）年に25%でしたが、2020（令和2）年には35%に近づき、高齢化が急速に進んでいます。さらに、人口構成の変動が全国平均よりも15年程度早く進行していることから、全国的に高齢者人口がピークを迎え社会保障費が増大するいわゆる「2040年問題」は差し迫った問題となっています。
- 高齢者虐待については、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の尊厳を守るために高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるとの認識が示されました。しかし、虐待発生の要因は複雑多岐になり、虐待の事後対応のみならず、未然防止を含め、迅速な対応が必要です。
- 認知症については、2019（令和元）年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、これに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。本市においては、要介護認定者数の増加に伴い、認知症対象者が増加傾向にあります。認知症を発症しても、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域の認知症に対する正しい理解が必要です。認知症の人や家族の思いを発信する機会を設けるとともに、認知症への正しい理解や地域全体で支え合う重要性の啓発に取り組む必要があります。
- 住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、成年後見制度の申立てに対する支援等を行っています。世帯の多様化等により、親族から支援を受けることが難しい高齢者や認知症の高齢者の増加に伴い、権利擁護に関する相談や成年後見制度の申立てが増加していくことが見込まれます。このため、必要なときに相談窓口や制度が利用できるよう周知が必要です。
- 2021（令和3）年からの3年間を計画期間とした「丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、基本理念に「みんなで支えあい 丸ごとつながるまち たんば」を掲げ、住み慣れた地域で安心安全な生活を送ることができるよう、市民が丸ごとつながる地域共生社会の実現をめざして、高齢者対策に関する各種施策の充実を図っています。また、介護が必要となった場合でも、高齢者にとって暮らしやすい社会基盤をつくる必要があり、そのために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

## 【施策の方向性】

### (1) 高齢者の人権を尊重する意識啓発

- 高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性を認識し、地域社会全体で高齢者とともに支えあいながら生きるという意識を持ち、高齢者が社会の重要な一員として尊重され、様々な社会活動に参加する機会が確保されるよう、高齢者の人権についての意識を高める啓発をすすめます。

### (2) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

- 高齢者の権利利益の擁護に対する意識の向上を図ります。
- 高齢者虐待対策地域連絡会において、関係機関との意見交換を行い、見守りや対応のネットワークの強化を図ります。
- 成年後見制度の普及啓発を行い、利用の促進を図り、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化します。
- 権利侵害に対し、身近な地域の中で早期発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し、重層的な相談対応を図ります。
- 権利擁護支援センターを設置し、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制を作ります。

### (3) 認知症への理解の促進

- 本人や周りの人が認知症と気づき、どこに相談をすればよいのかがわかるように、認知症に対する基礎的な情報とともに相談窓口の周知を行います。また、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、地域での見守りを更に強化し、認知症への理解の促進に努めます。
- 高齢者早期発見SOSシステムの利用促進や高齢者あんしん見守り隊の活動促進により、地域の見守り体制の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族が安心して暮らすため、情報を共有し、理解し合える場として「認知症カフェ」や「認知症介護者のつどい」の開設を推進します。認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域づくりを支援します。

### (4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が培ってきた豊かな知識・経験を生かし、地域社会の担い手として、就業機会やボランティア活動、地域の支えあい活動などを通して活躍できる環境づくりなど、自立・生きがいづくりを支援します。
- 老人クラブや地域の通いの場としての「いきいき百歳体操」などの高齢者の健康づくりの機会を活用し、高齢者が互いに交流を深める場を創出します。
- 高齢者が安全かつ安心して暮らすことができるよう、公共施設や道路などの安全対策・バリアフリー化を推進します。
- 高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図るとともに、介助や支援を必要とする方の日

常生活や社会生活の支援のため、利用者のニーズを踏まえながら、高齢者の外出を支援します。

(5) 地域共生社会への取組

- 相談支援にとどまらず、高齢者の社会とのつながりや社会への参加を支援する「参加支援」、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」など重層的な支援体制の充実・推進を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、市内全地区に「支えあい推進会議」を設置し、地域一体となった体制づくりを**すすめます**。

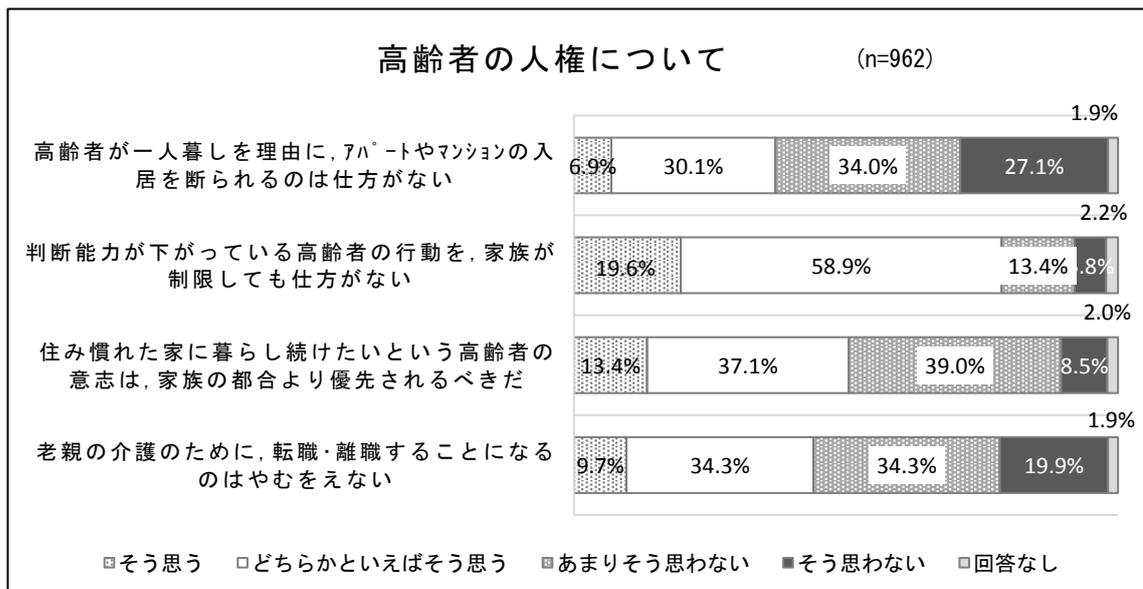
【参考】「**丹波市**人権に関する市民意識調査の結果」(2018(平成30)年実施)

■高齢者の人権について

高齢者の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ね、「高齢者の人権を守ろうとする立場」についての意識を調査しました。

「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは仕方がない」(一人暮らしの高齢者の入居拒否)では、反対する回答が6割前半となりましたが、「判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない」(判断能力が下がった高齢者の行動制限)では、反対する回答が約2割に留まり、むしろ賛成する回答が8割弱となりました。

「高齢者が住み慣れた家に暮らし続けること」と「介護する側の転職・離職」は、「ケアを必要とする高齢者」と「ケアを提供する家族」との人権の衝突の問題を扱っていますが、いずれも賛否が二分されました。



## 5 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

○障がいのある人の人権問題の国際的な取組は、1981（昭和56）年の「国際障害者年」を契機として、国際的な進展が図られてきており、2006（平成18）年には、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進・保護・確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者権利条約」が国連総会で採択され、日本は、2007（平成19）年に署名しました。

○国内では、2011（平成23）年に、障がいのある人への施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」の改正、2012（平成24）年には、身体、知的、精神の3障がいに対するサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改められました。共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられ、制度の狭間となっていた難病などが障がい者・障がい児の対象に加わりました。

○障がいのある人の権利擁護については、2011（平成23）年に、障がいのある人への虐待防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立（翌年施行）、2013（平成25）年には、障がいのある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害者差別解消法」が成立（2016（平成28）年施行、2021（令和3）年一部改正成立）しました。さらに同年「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障がいのある人への差別的禁止や合理的配慮の提供義務などが定められるなど、関係法の整備がすすめられ、2014（平成26）年に「障害者権利条約」に批准しました。

○「障害者総合支援法」は、法律の施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから2016（平成28）年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれ、2020（令和2）年には、全ての地域住民が支え、助けあえる地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。（2021（令和3）年施行）

○本市では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨等を踏まえ、「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的にまとめた「丹波市障がい者・障がい児福祉プラン」を策定し、基本理念「だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちづくり」のもと、障がいのあるなしに関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現するために、あらゆる場面において、わけ隔てることなく、

社会の構成員として社会活動に参加できるような体制づくりや意識の醸成を推進しています。

○障がいのある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとするとき、様々な社会的障壁があります。また、障がいのある人に対する偏見や差別意識等もあります。2020（令和2）年に障がいのある人を対象に行った「第6期丹波市障がい福祉計画等策定に係る実態調査」では、約3割の人が、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると回答しており、**本市**においても障がいを理由とした差別が発生している状況となっています。また、2018（平成30）年に行った「**丹波市**人権に関する意識調査」では、障がいのある人への人権問題に対して、「乗り物への乗車・入店拒否」や「障がいのある人の雇用」、「多動の子どもに対するしつけ」について、障がいのある人の人権を守ろうとする立場の回答は7割から8割となりました。しかし、「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割ありました。障がいのあるなしに関わらず、誰もが住みなれた地域に安心して暮らせるよう、障がいの理解に向けた取り組みや障がいのある人が働ける環境づくり、生活支援体制の整備、福祉サービスの充実などを**すすめて**いく必要があります。

#### 【施策の方向性】

##### （1）障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進

- 障がいのあるなしに関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成を**めざし**、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを推進します。
- 小中学校で実施される障がいへの理解を深めるための講座に講師を派遣する丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業を活用し、義務教育期間中において障がいのある人等への理解や人権意識を醸成するための教育を**すすめて**いきます。
- 障がいのある人への差別や偏見等をなくし、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）の周知や障がいのことを知る出前講座の実施など、障がいや障がいのある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。
- 日常生活において障がいのある人と障がいのない人がふれあい、交流をすることによって、障がいについての理解を深め人権尊重の意識を高める活動を関係機関と連携して推進します。
- 「障害者差別解消法」や「丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。

##### （2）企業等における障がいのある人への理解の促進

- 企業等に対して丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業について周知し、企業等で実施される障がいへの理解を深めるための講座に講師を派遣するなど、障がいのある人と企業等の双方が安心して雇用を継続できるよう支援します。

○丹波障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関とが連携し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業等へ働きかけを行うことで、障がいのある人が活躍しやすい企業等を増やす取組をすすめていきます。

### (3) 暮らしやすいまちづくりの推進

○障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

○建物などの物理的なバリアフリー化はもとより、**就職機会の制限の撤廃**などの制度的なバリアフリー化、障がいのある人の人権に配慮した接遇や情報の提供など情報のバリアフリー化に努めるとともに、事業者に対してもバリアフリー化の推進について周知します。

○様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支え合うことで、心のバリアを取り除き、地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組を関係機関と連携しながら**すすめます**。

○権利擁護支援センターを設置し、関係機関等と連携しながら、自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、適切かつ丁寧な支援を実施するよう努めます。

### (4) 障がいのある人への虐待防止

○障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、「丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域連絡会」において、障がいのある人への虐待防止対策の検討、普及啓発、情報交換や研修などを行い、地域関係機関のネットワークの強化を**図ります**。

○虐待の早期発見に向けて、丹波市障がい者虐待防止センターの周知を図り、虐待の通報や届出に対する迅速かつ適切な対応に努めます。

○市内の障害福祉サービス事業所等が開催する障がいのある人への虐待防止に関する研修会等に講師を派遣し、障がいのある人への虐待防止に関する基礎知識、障がいのある人の権利擁護に関する啓発等を行います。

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」（2018（平成30）年実施）

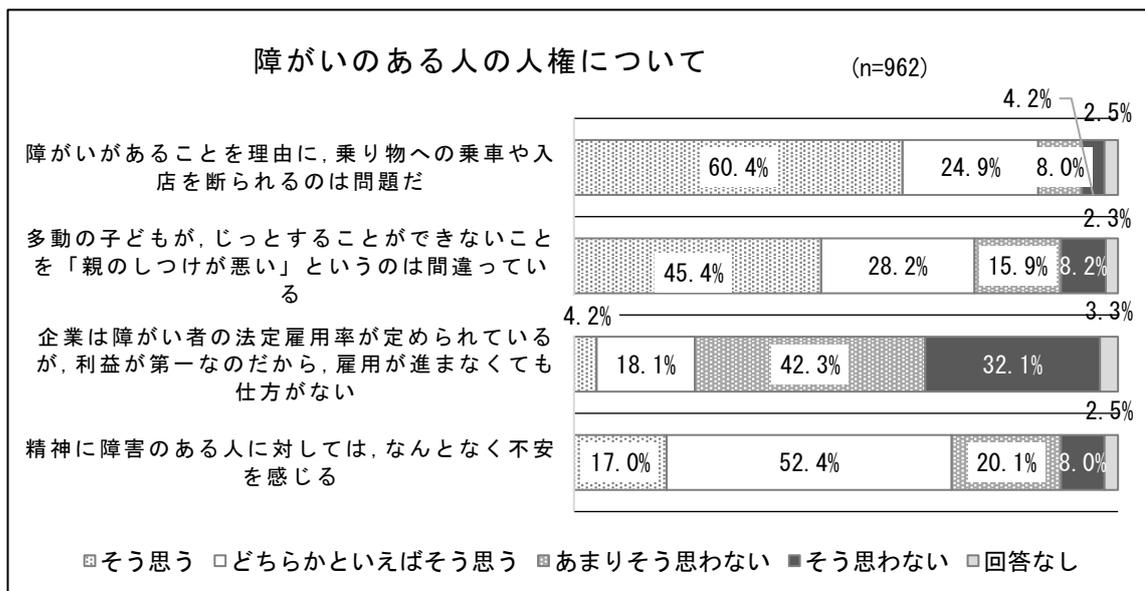
■障がいのある人の人権について

障がいのある人の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ね、「障がいのある人の人権を守ろうとする立場」（以下、「積極的回答」という。）についての意識を調査しました。

「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が8割台半ばとなり、「障がいのある人の雇用」、「多動の子どもに対するしつけ」についても、積極的回答が7割を超えました。

しかし、「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割となっており、精神疾患や精神に障がいのある人に対する正しい理解の普及・啓発に取り組む必要があります。

性別では、「多動の子どもに対するしつけ」、「精神に障がいがある人に不安を感じる」で男性の積極的回答の割合が低くなっており、年齢別では、「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」、「多動の子どもに対するしつけ」で高い年代層の積極的回答の割合が低くなっています。

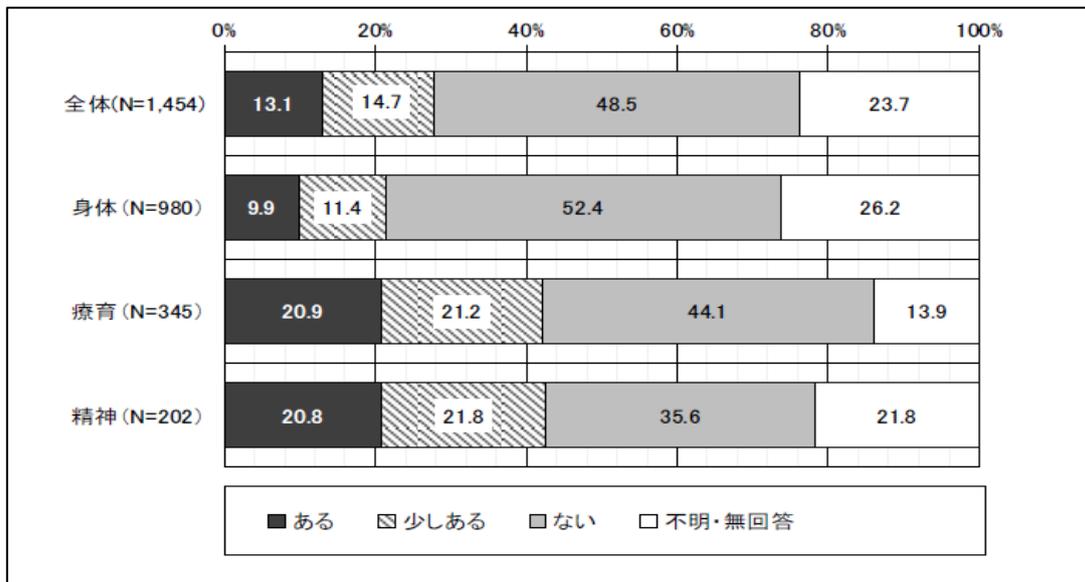


【参考】「第6期丹波市障がい者福祉計画等策定に係る実態調査」(2020(令和2)年実施)

■障がいのある人の権利擁護について

障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたかについてみると、全体では、「ない」が48.5%、「少しある」が14.7%、「ある」が13.1%となっています。

手帳別にみると、身体、療育、精神いずれも「ない」がそれぞれ52.4%、44.1%、35.6%と最も高くなっています。



## 6 外国人の人権

### 【現状と課題】

○市内に在住する外国人は、911人（令和3年9月末現在）で、市人口の約1.5%にあたり、国籍（地域）別には、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジル、韓国・朝鮮など、26カ国の方々が在住されています。外国人の総数は、長期的には増加傾向にあり、平成26年（前回方針策定時）の約1.5倍となっています。また、市内の小・中学校では、12校に22人の外国人の児童・生徒が在籍しています（令和3年7月1日現在）。

○国際化が進む一方で、外国人をめぐっては、言葉、宗教、習慣などの違いから、アパート・マンションへの入居拒否などの差別的事案も発生しています。「丹波市人権に関する市民意識調査」の結果では、「外国人の賃貸住宅の入居拒否（外国人が入居を断られる不動産業者がいても仕方がない）」に同調する意見が3割あり、また、子どもの結婚相手が日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人であった場合、賛成の態度は約5割ですが、反対の態度も約4割あり、外国人の入居や結婚などに偏見や差別意識があります。

○特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的に関心を集めていたことから、2016（平成28）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

○2019（平成31）年4月には、外国人労働者受け入れ拡大のため、改正入国管理法が施行されたことにより、地域や職場において外国人と接する機会がさらに増えることも予想されます。そのため、行政情報などの多言語化をすすめる、外国人市民の生活習慣の相違や情報の不足をサポートするための相談・支援体制の充実をすすめる必要があります。また、同年6月には、日本に住む外国人への日本語教育をすすめるための「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

○「丹波市人権に関する市民意識調査」では、外国人の人権問題に対して、「関心がある」と回答した人の割合は、62.3%で前回調査（57.7%）より4.6ポイント増加しているものの、関心度の高さは、17項目中、12番目となっています。外国人との交流を深め、様々な文化や多様性を認め合い、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、丹波市国際交流協会と協働で様々な国際理解や国際交流の取組をすすめています。

### 【施策の方向性】

#### （1）外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

○異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観などの多様性を受け入れ、外国人住民が抱える課題等への理解を深め、互いに尊

重なる気持ちを育むとともに、偏見や差別をなくすための教育・啓発を行います。

## (2) 生活支援の充実

- 生活情報や行政情報など、必要な情報が外国人に届くよう、多言語での情報発信や、やさしい日本語の活用に努めるとともに、外国人が抱えている様々な問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。
- 日本語習得を支援するため、丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、日本語教室などの学習機会の充実に向けた支援を行います。

## (3) 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進

- 日本語指導が必要な児童生徒に、基本的な日本語力を身に付けさせるとともに、外国人児童生徒語学指導者を派遣するなど、学校生活への適応を促す支援の提供を図ります。
- 外国人幼児児童生徒などが自己実現を図ることができるよう支援するとともに、すべての子どもたちが共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実に図ります。

## (4) 多文化共生の地域づくり

- 丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、外国人の社会参画や交流の取組をすすめるとともに、様々な国の文化に対する地域における相互理解を促進します。

## (5) インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチを許さない取組の推進

- 全国的にはヘイトスピーチが街頭やインターネット上で行われていることから、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視するインターネットモニタリングを引き続き実施します。

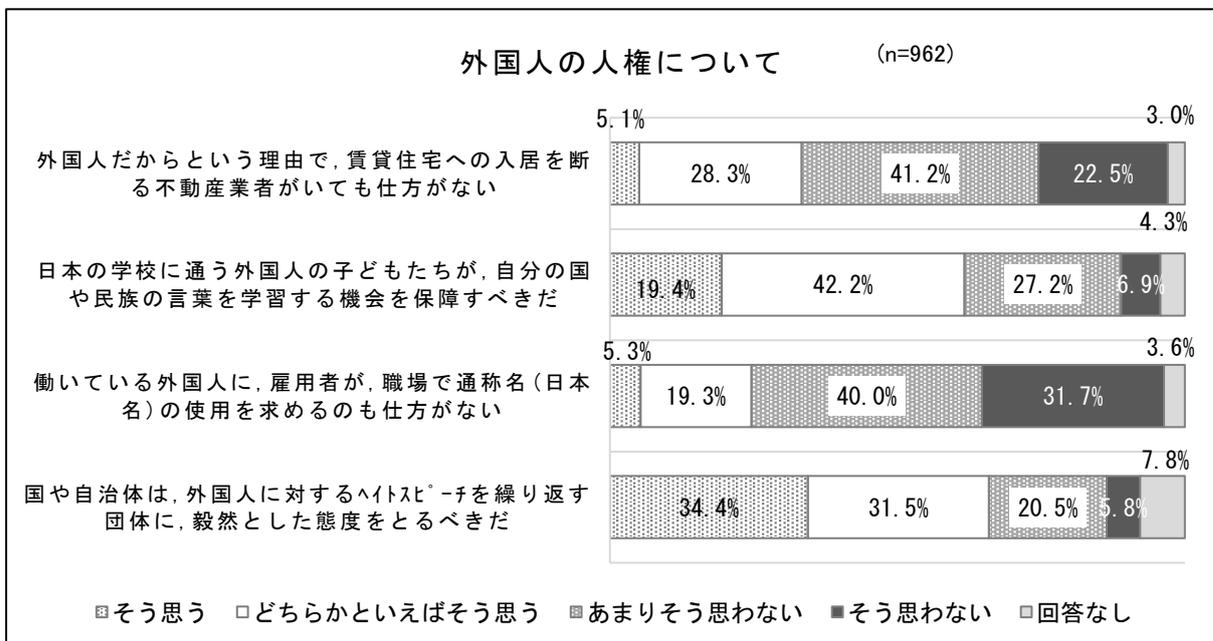
【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」（2018（平成30）年実施）

■外国人の人権について

外国人の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下、「積極的回答」という。）が6～7割となりました。

性別では「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。

年齢別では「働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのも仕方がない」と「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で18～29歳代の若い年代層と70歳以上の高い年代層で積極的回答の割合が低くなっています。



## 7 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

- インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別的な書き込みの掲載や拡散など、人権に関わる様々な問題が発生しています。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を推進していく必要があります。
- 本市においては、2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、インターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書き込みに対し、モニタリング（監視）することによる拡散防止と抑止効果を図るため、2019（平成31）年1月から、インターネットモニタリングを開始しました。
- 市内小・中学生の携帯電話・スマートフォンの所持率は、2020（令和2）年度においては、小学校6年生で40.0%、中学3年生で76.0%となっており、携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまったりするなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組が必要となっています。
- 「丹波市人権に関する市民意識調査」では、インターネットによる人権侵害問題に対して、「関心がある」と回答した人の割合は、73.0%で前回調査（69.3%）より3.7ポイント増加しています。2018（平成30）年に兵庫県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、インターネットによる人権侵害問題は2番目に関心度が高くなっていますが、丹波市では8番目となっており、県全体と本市では、関心度の高さに違いがありました。

### 【施策の方向性】

#### （1）インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発

- 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解に加え、インターネットの特徴とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育・啓発の充実を図ります。
- 学校においては、情報を正しく安全に利用できるための情報リテラシー<sup>5</sup>を深める教育を推進します。そして、有効活用の具体的方法や情報セキュリティの知識、ルールづくりの必要性などの理解を家庭と連携しながら図り、インターネットによる人権侵害などに対応する人権教育を推進します。

<sup>5</sup> 情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力のこと（適切かつ有効に情報を活用する力）

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

○インターネットモニタリングを継続し、悪質な人権侵害事案については、表現の自由に配慮しつつ、法務局等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請など適切に対応します。

(3) 相談・支援の充実

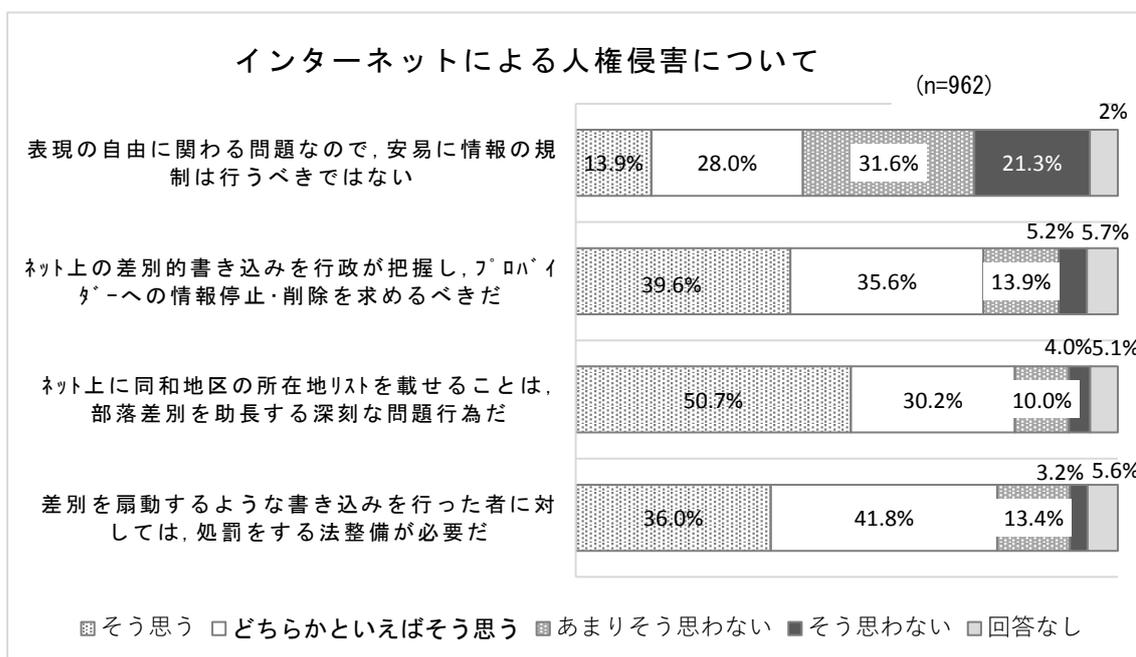
○インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーに関わる問題に対して、相談窓口を周知するとともに、関係機関との連携により相談・支援に取り組みます。

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」(2018(平成30)年実施)

■インターネットによる人権侵害について

インターネットによる人権侵害に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」には8割が賛成し、差別や差別を扇動する書き込みへの規制や削除要請にも賛成が7割台となりました。

一方で、「表現の自由」という言葉を出すと「情報の規制」に対する回答は、賛否が二分され、特に若い年齢層で規制等に反対する傾向が強くなりました。



## 8 性的マイノリティの人権

### 【現状と課題】

○日本における性的マイノリティの割合は、民間の調査等によると、全人口の約 3.3%～10%程度という結果<sup>6</sup>がでており、少なくとも 30 人に 1 人という割合となり、「身近にいない、会ったことがない」のではなく、「私たちが気づいていないだけ」ということが分かります。近年、性の多様性への関心の高まりがみられますが、一方で、正しい知識を得る機会が少ないことなどもあり、性の多様性に対する理解は十分とはいえません。また、性的マイノリティが、周囲の無理解により、ストレスや苦痛を感じたり、偏見や差別を受けたりするなど、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

○国においては、2004（平成 16）年に「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合について戸籍上の性別記載を変更することが認められるようになりました。また、2017（平成 29）年には「男女雇用機会均等法」に基づく「セクハラ指針<sup>7</sup>」では、被害の性的指向・性自認にかかわらず、性的な冗談やからかい、性的な内容の情報を流布することなどがあれば、セクハラに該当することが明記されています。さらに、2020（令和 2）年には、「改正労働施策総合推進法」が施行され、「パワハラ指針<sup>8</sup>」により、性的指向・性自認に関するハラスメント及び、いわゆる「アウティング」（本人に無断で性的指向や性自認を他人に漏らすこと）もパワハラとみなされるようになりました。

○国内の自治体では、2015（平成 27）年に渋谷区と世田谷区が、同性カップルの方などにおいてパートナー関係であることを証明するパートナーシップ証明の交付制度を導入して以来、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えており、全国では 110 自治

<sup>6</sup> 民間機関における LGBT に関する調査

調査機関	調査結果
日本労働組合総連合会「LGBTに関する職場の意識調査」(2016)	LGBT等(性的マイノリティ)当事者は8%
株式会社LGBT総合研究所「LGBT意識行動調査2019」	LGBT・性的少数者に該当する人は約10.0%
国立社会保障・人口問題研究所「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」(2019)	LGBTとアセクシャル合わせて3.3%
電通ダイバーシテ・ラボ「LGBT調査2020」	LGBT層に該当する人は8.9%

<sup>7</sup> 「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構図べき措置についての指針」

<sup>8</sup> 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

体、県内では9自治体が制度を導入しています。(2021(令和3)年7月1日現在)<sup>9</sup>

- 教育分野では、2015(平成27年)に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が発出され、2016(平成28)年には、教職員向けの手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が作成され、教職員の理解促進を通じて、悩みや不安を抱える児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進しています。
- 「丹波市人権に関する市民意識調査」では、前回調査との比較で関心度が最も増加したのは、性的マイノリティの人権問題についてであり、関心がある人の割合は、10.2ポイント増え、58.5%となっています。しかし、「同性パートナーを配偶者として処遇すべきだ」や、「同性同士の結婚も認められるべきだ」という性的マイノリティの権利を制度化することに「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した割合は、他の項目より低い結果となっています。すべての人の人権が尊重され、性別等の違いによって困難な状況におかれることがないように、性の多様性についての正しい知識を身に付け、理解を深める必要があります。

#### 【施策の方向性】

- (1) 性的マイノリティの人権に関する教育・啓発の推進
  - 性の多様性に関する研修会などの学習の実施や広報紙やホームページ等を活用した啓発活動に努め、家庭や職場、地域社会において、性の多様性が理解される取組を推進します。
- (2) 性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり
  - 性的マイノリティの不安や悩みを解消するため、相談対応等支援に努めます。
  - 公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文章については、見直しをすすめます。
  - 同性パートナーシップ宣言制度の導入に向けて調査・研究をします。
- (3) 学校における性的マイノリティの理解促進
  - 教職員が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。
  - 児童生徒が性的マイノリティの人権にかかわる認識を深めることができる学習を行い、一人ひとりの生き方やあり方を尊重し、認め合う心を醸成します。

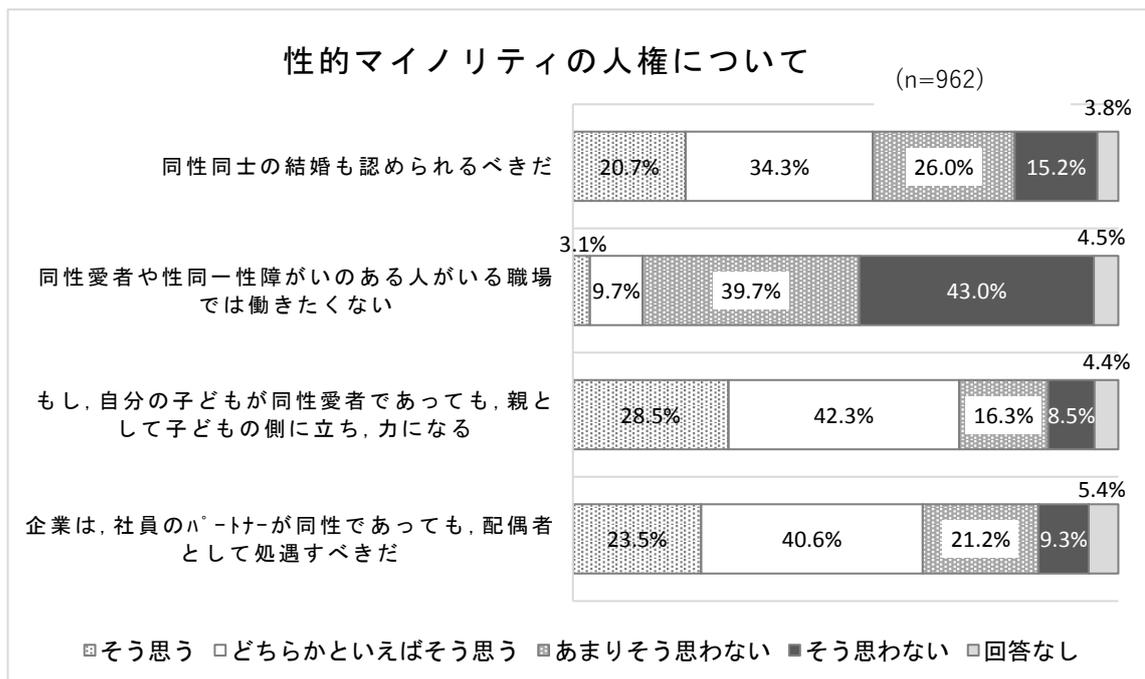
<sup>9</sup> 「渋谷区・認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」

【参考】「丹波市人権に関する市民意識調査の結果」（2018（平成30）年実施）

■性的マイノリティの人権について

性的マイノリティの人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「性的マイノリティの人権を守ろうとする立場に立つ回答」は、「同性パートナーを配偶者として処遇すること」や、「同性同士の結婚」で、他の設問より低く、権利を制度化することには消極的であることが見受けられます。

年齢別では若い年齢層に、性別では男性より女性のほうに、性的少数者の人権を守ろうとする回答が多くありました。



## 9 その他の人権課題

これまでに取り上げた人権問題のほかに、以下に記載する様々な人権問題があります。

また、これら以外の問題や今後の社会情勢の変化などから生じる新たな人権問題についても、その課題を認識し、状況に応じた取組をすすめます。

### (1) 感染症患者等の人権

#### 【現状と課題】

- 不正確な知識や思い込みにより、H I V感染症やハンセン病等の患者に対する偏見や差別が生まれ、患者・元患者・その家族に対する様々な人権問題が生じています。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力は非常に弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、ハンセン病も感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。しかし、ハンセン病患者に対しては、「らい予防法」が廃止されるまで、国の隔離政策により、偏見と差別の中で厳しい人権侵害を受けてきました。このような偏見や差別の解消をすすめるため、2009（平成21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、2019（令和元）年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。感染症に対する正しい知識と理解を深めるとともに、患者・元患者・その家族の置かれていた境遇を踏まえ、差別や偏見をなくしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見など様々な人権問題が発生しています。2020（令和）2年9月に設置された国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」によるヒアリング等によると、医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動、学校や学校関係者等に対する差別的な言動、勤務先に関連する偏見・差別等の行為、インターネットやSNS上での差別的な言動、個人に関する情報を含む詳細な報道など、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生したことが明らかになりました。<sup>10</sup> 2021（令和3）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

#### 【施策の方向性】

- H I V感染症やハンセン病に関する広報活動を通じて、H I V患者やハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解を深める啓発を行います。

<sup>10</sup> 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論のとりまとめ」（2020（令和2）年10月）

す。

- 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防対策、相談窓口を周知し、偏見・差別等の防止に向けた啓発に取り組みます。

## (2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題

---

### 【現状と課題】

- 2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされています。そのような中、広域避難されている方々への風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせも発生し、被害者への支援や配慮が足りないなどの災害に伴う人権問題が改めて認識されています。
- また、東日本大震災に限らず、避難所においては、女性や要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦など）に対して、プライバシーなどの点で十分な配慮が行われないなどの問題が発生しています。

### 【施策の方向性】

- 災害に伴って起きる様々な人権侵害の発生を防止するため、広域避難等に関する市民の関心と認識を深めていくための啓発を行います。
- 災害発生時には、救援物資の手配や避難所の設置・運営等において、女性や要配慮者などに配慮した取組を行います。

## (3) アイヌの人々の人権

---

### 【現状と課題】

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。
- 2007（平成19）年、「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、翌年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、アイヌの人々が先住民であることが認められました。2019（令和元）年には、「アイヌ施策推進法」が施行され、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的に推進しています。

### 【施策の方向性】

- アイヌの歴史や文化を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発を推進します。

#### (4) 刑を終えて出所した人の人権

---

##### 【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職や住居の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。2017（平成 29）年に、刑を終えて出所した人などが再び社会を構成する一員になることへの支援についても基本理念とした「再犯防止等の推進に関する法律」が施行されました。しかし、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲だけでなく、家族や職場、地域社会の理解と協力が必要です。
- 本市では、保護司や更生保護女性会と連携して更正保護活動に取り組んでおり、犯罪を犯した人の立ち直りの支援に向けた全国的運動である「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。

##### 【施策の方向性】

- 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し、これらの人の円滑な社会復帰を促すため、街頭啓発や作文コンテスト等の啓発活動を行うとともに、関係者・関係団体と協力しながら引き続き更生保護活動に取り組みます。

#### (5) 犯罪被害者の人権

---

##### 【現状と課題】

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。
- 2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策がすすめられています。
- 本市では、2008（平成 20）年に「丹波市犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援金の支給など被害者等の支援を行っています。

##### 【施策の方向性】

- 犯罪被害者等の人権に関する広報・啓発し、犯罪被害者等の置かれている状況について、市民の理解が得られるよう周知します。

#### (6) ホームレスの人々の人権

---

##### 【現状と課題】

- 自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的に生活できない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスの人々に対する人権侵害の問題が起こっています。
- 2002（平成 14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

(ホームレス自立支援法)で、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権に配慮することが定められました。また、ホームレスになる主な原因である「生活困窮」については、2015(平成27)年施行の「生活困窮者自立支援法」により、包括的な支援体制の強化などが図られています。

#### 【施策の方向性】

- 市民がホームレスの人々の置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくす啓発に取り組みます。

### (7) 拉致被害者等の人権

---

#### 【現状と課題】

- 1970年代から1980年代にかけて、全国各地で日本人が不自然な形で行方不明になる事件が多発しました。これらの多くは、北朝鮮の職員による拉致の疑いがあることがわかり、2002(平成14)年に北朝鮮当局は日本人拉致の事実を認めました。現在、17名が国によって拉致被害者として認定されており、本市では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、行方不明の方が2名います。(2021(令和3年9月現在))
- 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

#### 【施策の方向性】

- 12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展を開催するなど、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組みます。

### (8) 人身取引

---

#### 【現状と課題】

- 性的サービスや強制労働等といった人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難なものとなります。人身取引は、女性や子どもなど立場の弱い人のみならず、労働搾取や臓器摘出など、男性も被害の対象となり得ます。
- 国は、2014(平成26)年に犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

### 【施策の方向性】

- 人身取引の実態を知り、人身取引が遠い国の話ではなく、日本でも発生している身近な問題であるという認識を市民が深めることができるよう、国や県と連携し啓発します。

## (9) 様々な人権課題

### ① 個人情報の保護

#### 【現状と課題】

- 高度情報通信社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する個人情報が、大量に流出する事件が相次いで発生しています。さらには、住民票の写しや企業が保有する顧客情報等の様々な個人情報が不正に取得され、売買されるという事件も発生しています。
- 2005（平成17）年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。また、2015（平成27）年度には、全国の自治体で「マイナンバー制度」が導入され、各機関の情報連携とともに個人情報としての管理をより一層徹底しなければなりません。
- 本市においては、「丹波市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な取扱いについて定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正並びに特定個人情報の利用停止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。
- また、本市では、「本人通知制度」を実施し、個人情報の漏えいや戸籍謄本等の不正取得の抑止に努めています。引き続き広報紙やホームページ等により広く周知し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

#### 【施策の方向性】

- 「本人通知制度」について、引き続き、広報紙やホームページ等により広く周知し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。
- 市職員の研修を実施し、情報セキュリティ知識の習得や人権意識・情報モラル意識の高揚を図ります。

### ② 職場における人権問題

#### 【現状と課題】

- 職場における力関係等を背景としたいじめや嫌がらせの各種ハラスメント行為（「セクハラ」、「パワハラ」、「マタハラ<sup>11</sup>」、「パタハラ<sup>12</sup>」など）が新たに

<sup>11</sup> マタニティ・ハラスメントの略。妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行ったり、不適切な言動を与えたりすること

<sup>12</sup> パタニティ・ハラスメントの略。男性の育休を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行ったり、不適切な言動を与えたりすること

大きな問題となっています。ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつきかねず、さらに、その家族まで影響が及ぶ人権問題です。

- 「丹波市人権に関する市民意識調査」において、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人のうち、それがどのような人権侵害であったかを聞くと、「パワー・ハラスメント」が34.9%と2番目に高い結果となり、前回調査と比較しても、19.1ポイントと最も増加割合が高くなっています。他にも、「企業・民間による不当な扱い」10.8%、「セクシャル・ハラスメント」4.2%と、職場での人権侵害が多くあります。
- 事業主による職場におけるハラスメント対策は、関係法令の改正により、対策が強化され、2020（令和2）年6月から（中小企業は2022（令和4）年4月）から、義務化されました。

#### 【施策の方向性】

- ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、事業所に対する啓発を推進するとともに、家庭、地域などでの正しい認識の普及と啓発にも努めます。

## 第5章 人権施策の推進に向けて

人権とは、すべての人が生まれながらに有する権利であり、誰もが幸せに暮らすために欠かすことができない大切なものです。

一方で、社会情勢の変化や人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権問題は、ますます多岐にわたり、複雑化しています。

そのような中、本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が保障され、安全に安心して暮らせる社会の実現」に向けては、市民一人ひとりが様々な人権問題について正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

そして、市は、日常の業務の遂行はもとより、あらゆる施策の根底に人権の尊重の視点を置いて人権行政を推進するとともに、すべての市職員は、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、人権の尊重が行政の根底にあることを理解し、職務を遂行します。

### 1 推進体制

本基本方針に基づく人権施策を全庁的に推進するため、市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市人権施策推進本部」において、施策の推進、総合調整及び進捗管理を行います。また、人権施策の見える化を図るため、施策の推進状況について公表します。

学識者や市民等から構成される「丹波市人権行政推進審議会」を設置し、人権施策の推進のあり方や本基本方針の推進について意見を聴くとともに、社会情勢に大きな変動があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合には、市長から同審議会に諮問します。

### 2 市民等の参画と協働

本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が保障され、安全に安心して暮らせる社会の実現」は、市の取組だけでは達成できるものではありません。市民をはじめ、事業者、団体等が主体的に取り組むことが必要であることから、市民、事業者、団体など多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ互いに協力する「参画と協働」のもとで推進していかなければなりません。

### 3 関連機関、団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、国・県関係機関及び他市町、市内関係組織、民間団体等との連携を図り、互いに協力して幅広く推進していきます。

## 資料（予定）

- 1 諮問
- 2 答申
- 3 審議状況
- 4 丹波市人権行政推進審議会委員名簿
- 5 丹波市人権行政推進審議会設置条例

### 第3次丹波市人権施策基本方針

2022（令和4）年3月

発行 兵庫県丹波市  
問合せ まちづくり部人権啓発センター  
〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地  
TEL 0795-82-1001  
FAX 0795-82-5448  
E-mail [jinken@city.tamba.lg.jp](mailto:jinken@city.tamba.lg.jp)